

**提案条例説明資料
並びに
条例議案新旧対照表**

**令和 5 年 12 月 21 日
浜田地区広域行政組合議会
臨時会**

提案条例説明資料

担当部名称 総務課

1	議案番号	議案第11号
2	題名	浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和元年10月の消費税率10%改定に伴う料金改定後、事業系では1円単位の支払い及びつり銭の受け渡しに渋滞発生の原因の一因となっていることから、料金を改めることによりスムーズな料金精算となることを目的とする。
4	概要	処理手数料の改正（第6条関係） 事業系直接搬入可燃ごみ10kg当たり「101円」を「100円」に改める。
5	施行期日等	（施行期日） 1 令和6年7月1日 （経過措置） 2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の可燃ごみの直接搬入に係る処理手数料について適用し、施行日前の可燃ごみの直接搬入に係る処理手数料については、なお従前の例による。

浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例（平成 23 年 3 月 4 日条例第 1 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現 行	改 正 後 (案)
<p>第 1 条から第 5 条 （略） （処理手数料）</p> <p>第 6 条 可燃ごみ処理施設に可燃ごみを直接搬入する際に徴収する 処理手数料の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事業系直接搬入可燃ごみ 10 kg（搬入量が 10 kgに満たない ときは、10 kgとする。）当たり 101 円</p> <p>第 6 条第 2 項から第 10 条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>[新設]</p>	<p>第 1 条から第 5 条 （略） （処理手数料）</p> <p>第 6 条 可燃ごみ処理施設に可燃ごみを直接搬入する際に徴収する 処理手数料の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事業系直接搬入可燃ごみ 10 kg（搬入量が 10 kgに満たない ときは、10 kgとする。）当たり 100 円</p> <p>第 6 条第 2 項から第 10 条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施 設条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」と いう。）以後の可燃ごみの直接搬入に係る処理手数料について適用 し、施行日前の可燃ごみの直接搬入に係る処理手数料については、 なお従前の例による。</u></p>